寒河江市道認定基準等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、寒河江市が新設、改良又は拡幅をする道路以外の道路を市道に認定する 一般的基準等必要な事項を定めることを目的とする。

(認定基準)

- 第2条 市道として認定する道路は、次の各号のいずれかに該当する場合において認定することができるものとする。
 - (1) 道路の起終点が公道(国道、県道及び市町道をいう。以下同じ。)に連絡する道路 又は起終点の一方が公道に連絡し、他方が機能を有する寒河江市法定外公共物管理条 例第2条第1項第1号に規定する認定外道路、公共施設又は公益施設に連絡する道路
 - (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可を受けた開発行為 により設置された道路
 - (3) 土地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号) により設置された道路及び土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) により設置された道路
 - (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により指定された道路で、寒河江市開発指導要綱及び同技術基準に適合する道路
 - (5) 国道又は県道の路線変更等に伴い、旧道となった区間で、市道として存置する必要 のある道路
 - (6) 前各号に定めるもののほか、市長が公益上、特に必要と認めた道路 (認定要件)
- 第3条 前条の基準により認定しようとする道路は、次に掲げる要件に適合するものでなけれ ばならない。
 - (1) 道路幅員(法敷等を除く。)が4.00メートル以上あるもの
 - (2) 道路の構造が交通上支障のないもの
 - (3) 道路の占用物件の配置が法令等に適合しているもの
 - (4) 道路の線形及び縦断勾配等が、原則として道路構造令(昭和45年政令第320号)に 適合しているものであること。ただし、道路管理者が地形の状況等によりやむを得な いと認めるものについては、この限りでない。
 - (5) 道路の交差箇所の両側に、原則として道路の幅員に応じたすみ切りを有するもの
 - (6) 道路の敷地の境界は、境界杭やコンクリート側溝等により、隣接土地所有者との間 の境界が確認できるもので、かつ、路面が良好で、維持管理に支障を来すおそれのな いもの
 - (7) 道路の敷地及び構造物を寄付(敷地については、所有者において分筆する。)できるもの
 - (8) 前各号に定めるもののほか、市長が公益上、特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(認定の申請)

- 第4条 市道の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市道路線認定申請書 (様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなけれ ばならない。
 - (1) 位置図
 - (2) 平面図
 - (3) 実測求積図
 - (4) 公図(不動産登記法第14条地図転写のもの)
 - (5) 道路附属物及び占用物件表示図
 - (6) 市道路線認定同意書(様式第2号)
 - (7) 登記に関する全部事項証明書又は土地登記簿謄本
 - (8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めた書類

(調査)

第5条 市長は、市道路線認定申請書の提出があった場合は、申請書に基づき必要に応じて、 現地調査等を行なうものとする。

(調査結果の通知)

- 第6条 市長は、前条の現地調査等の結果について、市道路線認定申請内定通知書 (様式第3号)及び市道路線認定申請不受理通知書 (様式第4号)により申請者に通知するものとする。 (議案)
- 第7条 市長は、市道認定を行う道路については、寒河江市議会定例会(以下「定例会」という。)に市道路線認定議案を提出するものとする。

(決定通知)

第8条 市長は、定例会において、市道路線認定議案が可決されたときは、市道路線認定議案 議決通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(所有権移転)

- 第9条 前条に規定する市道路線認定議案議決通知書を受けた申請者は、速やかに次の各号に 掲げる書類を整備し、各々1部を市長に提出しなければならない。
 - (1) 土地寄付申込書(様式第6号)
 - (2) 登記承諾書(様式第7号)
 - (3) 登記原因証明情報(様式第8号)
 - (4) 印鑑証明書
 - (5) その他所有権移転登記に必要な書類

(費用の負担)

- 第10条 道路の寄付に要する費用(用地測量費、分筆登記費及び境界標設置費等)は、申請者 又は土地所有者において負担するものとする。
- 2 道路用地の取得にかかる所有権移転登記に要する費用は、市において負担するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の制定以前に造成された道路又は造成中の道路の取扱いについては、市長が別に 定める。
- 3 (施行期日等)
 - この要綱は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

年 月 日

寒河江市長

殿

 申請者
 住
 所

 氏
 名
 印

 電話番号

市道路線認定申請書

下記の土地について、市道として認定を受けたいので、寒河江市道認定基準等に関する要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

土地のまた	寒河江市	番地先
土地の所在	寒河江市	番地先
延長	L= m(うち未舗装L=	m)
幅員	W = m	
理由	市道として寒河江市に道路管理してもらうため	
認定に伴う道 路用地の処理	1 寄 付 2 その他(理由)
添 付 書 類	 (1) 位置図(位置がわかる程度のもの) (2) 現況平面図 縮尺 1/1,000 (3) 地積測量図 (4) 公図(不動産登記法第 14 条地図転写のもの) (5) 占用物件及び工作物の状況図 (6) 土地所有者(権利者)の市道認定同意書 	

年 月 日

寒河江市長

殿

 申請者
 住
 所

 氏
 名
 印

 電話番号

市道路線認定同意書

この度、当該路線の下記土地について、市道路線認定申請を行うことに同意します。 また、当該路線が市道路線認定議決後、寒河江市へ無償で寄付することについて同意 します。

記

土地の所在		土地の所有者			
地名	地番	住所	氏 名	印	
寒河江市					

(注意事項)

- ※ 寄付の箇所が上記以外に複数筆ある場合は、別紙に記載すること。
- ※ 市道認定後において、土地寄付申込書、登記承諾書、登記原因証明情報、印鑑登録証明書を市が指定する部数を提出すること。
- ※ 同意書欄には、関係者それぞれ署名押印すること。(但し、シャチハタ印は不可)

ij				
土地の所在		土地6	の所有者 	
地名	地番	住所	氏 名	印
寒河江市				

(注意事項)

※ 同意書欄には、関係者それぞれ署名押印すること。(但し、シャチハタ印は不可)

指令建 第 号 年 月 日

様

寒河江市長

印

市道路線認定申請内定通知書

このことについて、 年 月 日付で市道路線認定申請のありました下記道路用地について、書類並びに現地調査した結果、適当と認められましたので、寒河江市道認定基準等に関する要綱第6条の規定により通知します。

なお、市道路線認定については、市議会の議決が必要であり、議決が得られなかった場合は、 本市道路線認定内定通知書は無効となります。

記

所在	E地		寒河江市		
所有者	住	所		Шh	名
711 有 有	氏	名		他	12

(議決後の提出書類)

1土地寄付申込書1通2登記承諾書1通3登記原因証明情報1通4印鑑証明書1通

指令建 第 号 年 月 日

様

寒河江市長

印

市道路線認定申請不受理通知書

年 月 日付で市道認定申請のありました下記道路用地について、現地調査等を行ない検討の結果、下記の理由で認定することができないことになりましたので、寒河江市道認定基準等に関する要綱第6条の規定により通知いたします。

記

所名	E地		寒河江市		
正右字	住	所		Ш	Ø
所有者	氏	名		他	名

<理由>

※審査請求及び取消訴訟

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に書面で寒河江市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、寒河江市を被告として(訴訟において寒河江市を代表する者は寒河江市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

 建
 第
 号

 年
 月
 日

様

寒河江市長

印

市道路線認定議案議決通知書

年 月 日付で市道認定申請のありました道路については、 年 月 日付で市道認定申請内定の通知をしておりましたが、市道路線の認定に要する道路法(第27条法律第180号)第8号第2項の規定による市道認定議案が 年 月 日年第 回寒河江市議会定例会において可決されましたので、寒河江市道認定基準等に関する要綱第8条の規定により通知します。

つきましては、土地寄付申込書、登記承諾書、登記原因証明情報、印鑑証明書その他の所 有権移転登記に必要な書類を速やかに提出してください。

記

所名	E地		寒河江市		
武 左 孝	住	所		14h	æ
所有者	氏	名		他	名

	 _
/	

寒河江市長 殿

申込人 〒住所

氏名 (連絡先 TEL:)

土地寄付申込書

下記表示の土地を寒河江市に 市道 用地 として寄付します。

記

土地の表示

工地以及小					
市	大字	字	地番	地目	地積(㎡)

登 記 承 諾 書

この度、ī	市道		線の	道路用地	として、私所有の下記の土地
を	年	月	日寒河江市に寄	付しましたの)で、所有権移転の登記を嘱託さ
れても異議	なく承	諾いた	します。		

年 月 日

登記名義人 住 所

氏 名

(ED)

寒河江市長

殿

記

不動産の表示

土	地 の 所	在	地番	地目	地積(㎡)
市	大字	字	地田	ų Į	地快(川)

登 記 原 因 証 明 情 報

1	当事者及	び不動産
---	------	------

(1) 当事者 権利者(甲) 寒河江市

義務者(乙)

(2) 不動産の表示

土	地 の 所	在	地番	地目	地積(㎡)
市	大字	字	地質	坦口	

2	祭記の	直田 人	ったス	事実又	(1) 法律:	行为

- (1) 乙は、甲に対し、 年 月 日 本件不動産を寄付しました。
- (2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転しました。

年 月 日 山形地方法務局寒河江支局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

(受納者) 寒河江市長 回

(寄付者) 住 所

氏 名 印